



# 鳥取県公報

平成18年 3月20日(月)  
号外第31号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (151) (経営支援課) .....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (152) (＃) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第151号

平成 8 年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成18年 3月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）を年0.3パーセントの割合で交付する場合	年0.3パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
略	

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
略	

## 鳥取県告示第152号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成18年3月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成18年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線



